

行政書士 ^{すずき} 鱸 弥生の情報発信

NO.39 定年後再雇用で給与が下がったときの給付

美しい紅葉の季節がやってきました。紅葉狩りはもう行かれましたか？
紅葉を目で見て、おいしいものを口で味わうのがよいですね。



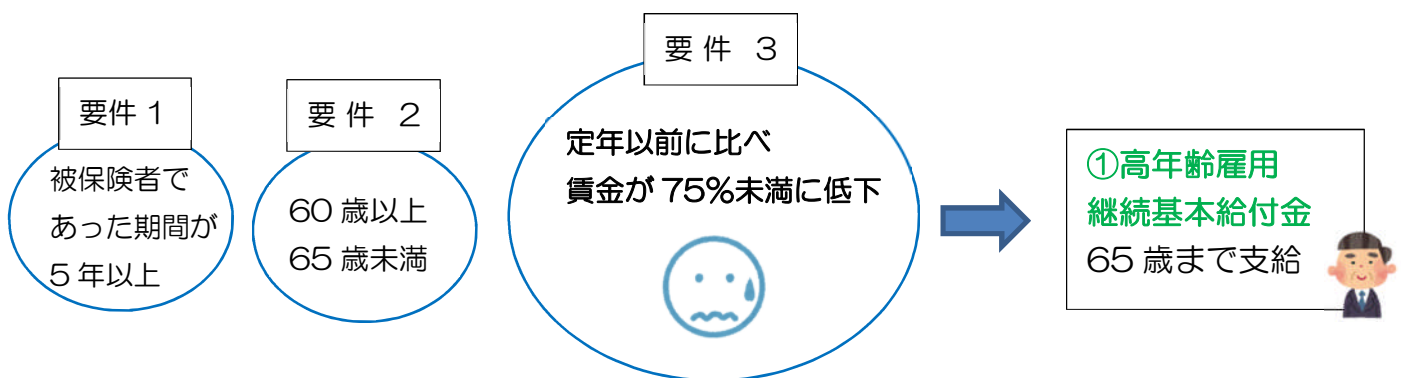
今回は、定年後、再雇用されたものの給与が大幅に下がってしまった人がもらえる高年齢雇用継続給付金について取り上げます。

改正高年齢雇用安定法

平成 25 年 4 月に改正高年齢雇用安定法が施行され、企業は①定年をなくす。②定年を 65 歳まで引き上げる。③希望者全員を再雇用する。のいずれかを実施することが義務付けられました。これは、同時期から特別支給の老齢厚生年金の支給が 61 歳からになり、無年金・無収入になる人を防ぐためといわれています。多くの企業は、再雇用制度の導入を選択していますが、再雇用時の雇用形態を 1 年更新の契約社員などとし、賃金も退職時に比べて半減（あるいはそれ以上減）するというケースが多いようです。

高年齢雇用継続給付

定年後、再雇用された人が一定の要件を満たせば、雇用保険から給付金がもらえます。ここでは、定年後すぐに再雇用され、失業給付を受け取っていない人のケースをみていきます。要件は以下の 3 つで、要件を満たした人には、65 歳まで高年齢雇用継続基本給付金が毎月支払われます。



いくらもらえるの？

- 支給対象月（再雇用の賃金額）が、60 歳到達時の賃金月額の 61%未満の場合

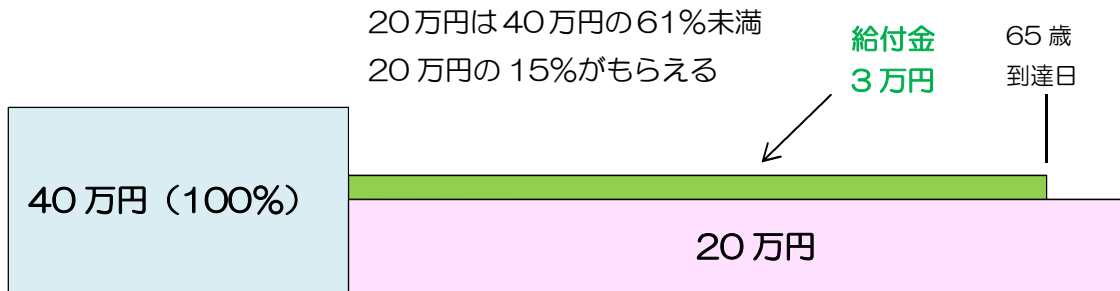
過去 6 か月間に支払われた賃金総額を 180 で割って
得た金額（みなし賃金日額）に 30 を乗じた数

→ 支給対象月の賃金額（再雇用の賃金額）×15% の金額が支給されます。

- 支給対象月の賃金が60歳到達時の賃金月額額の61%以上75%未満のとき
→ **支給対象月の賃金額×一定の支給率 (%)** の金額が支給されます。

・具体例

60歳到達時の賃金月額40万円、その後老齢等の理由で月額20万円に低下



次ページに、高年齢雇用継続給付金早見表をつけておきました。60歳時の賃金（ブルー）と、60歳以降の賃金額の交差したところが給付金額になります。あくまでも目安としてご活用ください。

思ったよりも少ない？

60歳以降、仕事があっても給与が大幅に減ってしまうケースが多いです。給付金もそれほど多くはありません。早い時期から、老後のライフプランを見据え対策をたてておくことが大切だと思います。退職後の年金・健保・税金のことを知りたい方は、資料がありますのでお問い合わせください。

Pick Up 1

- 「エンディングに向けての課題探し」セミナー 鱸行政書士事務所にて 女性4名1,000円
12月6日(火)13:30~15:30
- 「簡単！！遺言書の書き方」セミナー 鱸行政書士事務所にて 女性4名1,000円
12月2日(金) 13:30~15:00

1年間、情報発信をお読みいただき、誠にありがとうございました。
来年も、どうぞ、よろしくお願い申し上げます。
今回は、1月15日頃です。よいお年をお迎えくださいませ。



遺言、相続、離婚、内容証明、契約書
不動産（業務提携）、保険（業務提携）
遺品整理（業務提携）、その他何でも
お気軽にご相談ください。

鱸（すずき）行政書士事務所
行政書士 鱸 弥生

〒659-0068 芦屋市業平町1-17-203 (JR芦屋徒歩1分)
TEL 0797- 55- 6203 FAX 0797- 55- 6204
URL <http://suzuki-gyousei-office.com>
E-mail info@suzuki-gyousei-office.com

●高年齢雇用継続給付金早見表（平成28年8月1日～）

60歳以降 の賃金月 額 ↓	60歳時の賃金(賃金日額×30)					
	20万円	25万円	30万円	35万円	40万円	445,800円
100,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
110,000	16,500	16,500	16,500	16,500	16,500	16,500
120,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000
130,000	13,065	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500
140,000	6,538	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000
150,000	0	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500
160,000	0	17,968	24,000	24,000	24,000	24,000
170,000	0	11,441	25,500	25,500	25,500	25,500
180,000	0	4,896	27,000	27,000	27,000	27,000
190,000	0	0	22,876	28,500	28,500	28,500
200,000	0	0	16,340	30,000	30,000	30,000
210,000	0	0	9,807	31,500	31,500	31,500
220,000	0	0	3,278	27,764	33,000	33,000
230,000	0	0	0	21,252	34,500	34,500
240,000	0	0	0	14,712	36,000	36,000
250,000	0	0	0	8,175	32,675	37,500
260,000	0	0	0	0	26,130	39,000
270,000	0	0	0	0	19,602	40,500
280,000	0	0	0	0	13,076	35,504
290,000	0	0	0	0	6,525	29,000
300,000	0	0	0	0	0	22,470
310,000	0	0	0	0	0	15,903
320,000	0	0	0	0	0	9,376
330,000	0	0	0	0	0	2,871
340,000	0	0	0	0	0	0
350,000	0	0	0	0	0	0

●支給対象月の賃金と給付金の合計が、339,560円を超える場合は、339,560円からその支給対象月の賃金を控除した額が支給される。

●60歳到達時の賃金月額が75%未満であっても、支給対象月の賃金が339,560円を超えている場合は、支給されない。